

# 公 募 要 領

## 1. 件名

大学パンフレットの企画・制作等業務（2026年版及び2027年版） 一式

## 2. 事業内容

本学が発行する大学パンフレット「ちくだいパンフ 2026 及び 2027」の企画・制作、印刷。  
詳細は別紙「仕様書」のとおり。

## 3. 事業規模（単年度の提案目安金額）

500万円程度（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、企画・構成は2年間採用することとするが、契約は単年度とする。

## 4. 書類審査

参加者は、次に定める書類を原則A4判で作成し、期限内に提出すること。

### (1) 提出書類

既刊の広報誌を参照のうえ、提出書類を作成すること。

（参考）

既刊「ちくだいパンフ」掲載 URL：<https://www.obihiro.ac.jp/public-archive>

#### ①表表紙・裏表紙・目次デザイン案及び提案資料

##### a) 表表紙・裏表紙・目次デザイン案（2案まで提案可）

- ・企画提案の概要（デザインコンセプトなど）を記載すること。
- ・表表紙・裏表紙・目次デザイン案は、成果物の内容とマッチするデザインとして提示するものであること。

##### b) 提案資料（A4サイズ・10枚以内（表表紙・裏表紙・目次デザイン案を除く））

- ・会社概要（設立、資本金、従業員数、事業内容に関すること等）
  - ・制作体制
  - ・来学スケジュール（撮影スケジュール含む）・在学生や卒業生の直接取材・撮影可能な範囲（都道府県等）、具体的な掲載人数や直接取材・撮影できない場合の代替方法等
  - ・表現力のある写真の例、紹介ページ案、ページネーション案を必ず含めること。
- ※仕様書別紙「大学案内 2026 ページネーション案」に記載している在学生や卒業生の掲載人数については、本学の希望である。効果的な見せ方や予算を踏まえて具体的な人数で提案すること。

#### ②契約実績（任意様式）

- ・大学、高専及び官公庁との契約実績一覧。箇条書きで「契約年月日」「相手先名」「成果物名称」等を記載すること。
- ・上記のうち、過去5年以内の成果物2点以内（PDFデータまたはHP等に掲載している場合はリンク先のURL等）

#### ③2026版の納入までのスケジュール表（任意様式）

- ・契約後の本学での写真撮影や打ち合わせのスケジュールも明確にすること。

#### ④審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し（いずれも該当する場合のみ提出）。

#### ⑤見積書

- ・2026年版分、2027年版分でそれぞれ総額を見積るものとする。
- ただし、内訳として、成果物の積算内訳（旅費（人数、回数）、編集デザイン費、撮影費、印刷製本費等）を明記すること。

・消費税及び地方消費税を含む金額を記載するものとする。

⑥参加資格に関する書類

・令和6年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(2) 提出部数 2部

・表紙を作成し社名を表記のうえ、すべての提出書類を2部提出。  
・PDFデータでも同じものを提出すること。

(3) 提出期限 令和6年6月21日（金） 17時00分（必着）

(4) 提出方法

管理課調達係へ持参もしくは一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれかで郵送すること（PDFデータはUSBメモリまたはEメールで送付すること）。

(5) 提出物の取り扱い

企画提案書等の作成費用については、選定結果に関わらず、企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定は、別紙「審査基準」に基づき、「大学パンフレット選定委員」にて書類審査を実施する。

※選定に際して必要に応じて企画提案書等の詳細に関する追加資料の提出や、オンラインなどによる質疑応答等を依頼する場合がある。

(2) 選定結果の通知

書類審査終了後、企画提案書の提出があった全ての者に対して、Eメールにより選定結果を通知する。

(3) 契約候補者選定後の契約手続

審査の結果最も評価の高い者を契約候補者として、提案資料を基に契約条件の調整を行うものとする。契約金額については調整の結果を踏まえて決定するので、契約候補者が提出した見積書の金額と必ずしも一致する者ではない。なお、契約候補者との調整の結果、契約締結に至らない場合は審査結果が次点であった者を契約候補者とする場合がある。

(4) 提案の無効

次の事項に一つでも該当した場合は、提案を無効とする。

- ②虚偽の記載を行った者による提案
- ③誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④その他提案に関する条件に違反した提案

6. その他

(1) 提出期限後における提出書類の提出、再提出、差し替えは認めない。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに届けること。

7. 提出先及び問い合わせ先

〒080-8555 帯広市稲田町西2線11番地

国立大学法人北海道国立大学機構

帯広畜産大学 管理課調達係 メールアドレス：youdo@obihiro.ac.jp

## 審査基準

### 1. 企画の決定方法

提出された企画提案書により、「2. 評価方法」に基づき評価を行い、当該提案者の得点が最も高いものに決定する。

### 2. 評価方法

評価は、下記の項目ごとに次の評価基準による10段階評価または5段階評価とし、複数の審査員により評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出や説明を求めることがある。また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価基準を設け加点を行う。

#### [評価基準]

大変優れている（大いに当てはまる）	=	9~10点	（5点）
優れている（当てはまる）	=	7~8点	（4点）
普通（概ね当てはまる）	=	5~6点	（3点）
やや劣っている（どちらとも言えない）	=	3~4点	（2点）
劣っている（当てはまらない）	=	1~2点	（1点）

※（）内は5段階評価項目の評価基準。

#### 1 提案企画の妥当性に関する評価（配点：85点満点）

- ① 目的や業務内容を適切に理解しているか。（1~5点）
- ② 季節毎の撮影が可能な体制か。（1~10点）
- ③ 在学生・卒業生紹介の対応人数や取材・撮影方法は希望に近いか。（1~5点）
- ④ ページネーションに工夫があるか。（1~5点）
- ⑤ 表紙や裏表紙のデザインに魅力を感じるか。（1~10点）
- ⑥ 提案資料の紹介（ユニット、卒業生、学生生活）ページに工夫が感じられるか。（1~10点）
- ⑦ 提案資料の紹介（ユニット、卒業生、学生生活）ページに魅力があるか。（1~10点）
- ⑧ （進学希望者や保護者に）ページは見やすくわかりやすいか。（1~10点）
- ⑨ （進学希望者が）大学生活と卒業後の姿をイメージできる構成であるか。（1~10点）
- ⑩ 契約後来学して内容を調整していく体制が整っているか。（1~5点）
- ⑪ 見積金額の妥当性はあるか。（1~5点）

## 2 運営能力に関する評価（配点：15点満点）

- ① 納品までのスケジュールを計画的に想定できているか。（1～10点）
- ② 過去の大学等との契約実績から、本件を委託するに足りうる業者であるか。（1～5点）

## 3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（配点：5点満点）

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価し、加点を行う。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1 = 2点
- ・認定段階2 = 3点
- ・認定段階3 = 4点
- ・プラチナえるぼし認定 = 5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）） = 1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定） = 2点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第44条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）） = 3点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定） = 3点
- ・トライくるみん認定 = 3点
- ・プラチナくるみん認定 = 5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 4点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点

## 審査項目一覧

項目番号		審査項目	配点
大項目	小項目		
1		<b>■提案企画の妥当性について</b>	<b>小計85点</b>
	1	目的や業務内容を適切に理解しているか。	1～5点
	2	季節毎の撮影が可能な体制か。	1～10点
	3	在学生・卒業生紹介の対応人数や取材・撮影方法は希望に近いか。	1～5点
	4	ページネーションに工夫があるか。	1～5点
	5	表紙や裏表紙のデザインに魅力を感じるか。	1～10点
	6	提案資料の紹介(ユニット, 卒業生, 学生生活)ページに工夫が感じられるか。	1～10点
	7	提案資料の紹介(ユニット, 卒業生, 学生生活)ページに魅力があるか。	1～10点
	8	(進学希望者や保護者に)ページは見やすくわかりやすいか。	1～10点
	9	(進学希望者が)大学生活と卒業後の姿をイメージできる構成であるか。	1～10点
	10	契約後来学して内容を調整していく体制が整っているか。	1～5点
	11	見積金額の妥当性はあるか。	1～5点
2		<b>■運営能力について</b>	<b>小計15点</b>
	1	納品までのスケジュールを計画的に想定できているか。	1～10点
	2	過去の大学等との契約実績から、本件を委託するに足りうる業者であるか。	1～5点
3		<b>■ワーク・ライフバランス等の推進について</b> 以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価する。 なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて評価する。	<b>小計5点</b>
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)を受けていること。 ・認定段階1 = 2点 ・認定段階2 = 3点 ・認定段階3 = 4点 ・プラチナえるぼし認定企業 = 5点  ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 1点	0～5点
	2	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定)を受けていること。 ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定) = 2点 ・くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。)) = 3点 ・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定) = 3点  ・トライくるみん認定 = 3点 ・プラチナくるみん認定 = 5点	
	3	青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること。 ・ユースエール認定 = 4点	
合 計			<b>105点</b>